

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、夫の転勤により昭和48年3月にA市に転居し、地元の自治会に加入した。国民年金保険料は、毎月自治会の班長が集金し、地区の区長宅に届けていた。毎月集金に来るので保険料を払わないことはなく、未納となっている期間があるはずはない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月にA市に転居し、地元の自治会に加入したので、国民年金保険料は毎月自治会の班長が集金し、地区の区長宅に保険料を届けていたと申述しているところ、申立期間当時、同市内全域では、自治組織を納付組織とした保険料の集金が行われており、地区の区長宅に同市役所の職員が出向き保険料を収納していたことが同市の資料等で確認できる上、申立期間の直前の同年1月から49年3月までの保険料が納付された50年1月時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であることから、申立人の申述に不自然さは見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間の直前の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料は50年1月16日に過年度納付されていることが確認できるが、申立人は、過年度納付した記録があるのであれば、班長から受け取った保険料を区長があとから納付してくれたのかもしれないとしている上、当該納付時点では、申立期間は自治会の集金人に保険料を納付することが可能な期間であり、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8822

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月20日から同年6月21日まで

私は、昭和49年3月1日にB社に入社し、C業務に従事した。途中で会社名がA社に変わったが、勤務地及び業務内容に変化は無く、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格に空白の期間があることに納得できない。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに元事業主及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和49年5月20日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚19人のうち18人が、その後、A社において被保険者資格を取得しているところ、当時の事業主は、「従業員は、B社からA社に転籍したと考えられ、従業員が転籍した際の加入手続に過失があったと思う。」と述べている。

さらに、申立期間当時、現場のリーダーであった同僚は、「会社名が変わっても給与は変わらずに支給されていたので、厚生年金保険料も控除さ

れていたはずだ。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8823

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額の記録を、申立期間①は4万9,000円、申立期間②は2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 28 日  
② 平成 21 年 6 月 29 日

A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の賞与明細書並びに事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間①及び②においてA事業所から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間①及び②に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人と同職種で雇用形態も同じであったとする同僚3人のオンライン記録により、申立期間の前後において、申立人と同額の標準賞与額であることが確認できるところ、このうちの一人が所持している申立期間①及び②の賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立期間①について、B市から提出された平成20年度課税

(平成 19 年分所得)に係る所得照会回答書で確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人と同職種であり同じ雇用形態である同僚から提出された賞与明細書及びB市から提供された資料により推認した保険料控除額から申立期間①は4万9,000円、申立期間②は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8824

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額に係る記録を36万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

私は、A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が所持している申立期間に係る賞与明細書並びに事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は当該期間においてA事業所から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、B市から提出された申立人に係る平成19年給与支払報告書により確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる上、当該控除額から推計した申立期間に係る賞与支給額は、申立人が記憶している賞与支給額とおおむね符合している。

さらに、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成 19 年給与支払報告書及び同僚の賞与明細書等を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、36 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であるが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8825

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は34万2,000円、申立期間②は38万9,000円、申立期間③は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 29 日  
② 平成 19 年 12 月 28 日  
③ 平成 20 年 3 月 30 日  
④ 平成 21 年 6 月 29 日

私は、A事業所に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間に支給された賞与を標準賞与額の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②における賞与明細書により、申立人はA事業所から賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、申立期間③については、同僚の賞与明細書並びに事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA事業所から当該期間において賞与の支払を受けていたことが認められる。

さらに、B市税務事務所市民税課から提出された申立人に係る平成21年度の「所得照会文書（回答）」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく、各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間③の賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している当該期間の賞与明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書、B市税務事務所市民税課から提出された平成21年度「所得照会文書（回答）」及び同僚の賞与明細書を基に算出した賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は34万2,000円、申立期間②は38万9,000円、申立期間③は30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、事業主及び複数の同僚の供述から、申立人は、A事業所から賞与を受けていたことが推認される。

しかしながら、上述のB市税務事務所市民税課から、申立人は平成22年度の所得の申告がない旨の回答があり、当該期間に係る社会保険料控除額は不明であるとしている。

このほか、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8828

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 18 万円、申立期間②及び③は 19 万円、申立期間④は 18 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 31 日  
② 平成 16 年 7 月 31 日  
③ 平成 16 年 12 月 31 日  
④ 平成 17 年 12 月 31 日

A社に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社発行の賞与支払明細書により、申立人は申立期間①から④までにおいて同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与支給額又は保険料控除額から、申立期間①は 18 万円、申立期間②及び③は 19 万円、申立期間④は 18 万 6,000 円とす

ることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8829

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を49年8月は3万6,000円、同年9月から50年1月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から50年2月1日まで

昭和49年3月から52年5月までの期間、継続してB県のA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の元上司の供述から判断すると、申立人の申立期間に係る勤務形態及び業務内容に変更は無く、継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している上、同僚の一人から提出された給料支払明細書及び昭和49年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間に厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和49年7月及び同年9月の事業所別被保険者名簿の記録から、同年8月は3万6,000円、同年9月から50年1月までは4万5,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「A社は昭和 52 年に倒産し、当時の資料は保管していないため確認することができない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8830

### 第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年3月21日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた時の申立期間の標準報酬月額が著しく低下しているが、当時はB社からA社に移行しただけであり、給与が著しく低下するとは考えにくい。  
調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から5年2月までは53万円（上限額）と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月から5年2月までを9万8,000円に遡って訂正されていることが確認でき、同様に、多数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社が平成4年9月19日まで加入していたC厚生年金基金の記録は、当初のオンライン記録と一致している。

さらに、元事業主は、減額訂正の届出等については不明としながらも、「倒産（平成6年7月末）前から保険料の滞納があり、社会保険事務所から処理は任せてくれと言われたとの報告を経理担当者から受けていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日に行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年2月から5年2月までを53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月8日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和58年11月8日から同年12月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和58年11月8日）に係る記録を同年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年12月16日まで

A社のB事業所に勤務していた時の厚生年金保険の資格喪失日が昭和58年4月30日とされているが、雇用保険の離職日である同年12月15日までは勤務していた。

勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社における事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業

所でなくなった昭和 58 年 4 月 30 日（以下「全喪日」という。）より後の同年 11 月 8 日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が 40 人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が 20 人いることが確認できる。

さらに、A 社に係る当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も 5 人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、申立人及び複数の同僚は、当該期間当時、A 社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨を申述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた昭和 58 年 11 月 8 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から同年 12 月 16 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、B 事業所に一緒に勤務し、申立人と同じ事務員で雇用保険の離職日（昭和 58 年 12 月 15 日）も同じ同僚の給料支払明細書により、A 社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが確認できる上、当該同僚の昭和 58 年 10 月分及び同年 11 月分の給料支払明細書により、厚生年金保険料の控除が確認でき、当該明細書の差引支給額が振り込まれている普通預金通帳により、同年 12 月の給与の振込額が同月以前の給与の振込額と一致していることが確認できる。

さらに、当該同僚は、「B 事業所に勤務していた人は厚生年金保険に加入していた。加入していない人を聞いたことは無い。」としている上、ほかの同僚は、「昭和 58 年 12 月頃まで給与が支給されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び被保険者名簿によれば、A 社は、昭和 58 年

4月30日に全喪しており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、上記のとおり、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8832

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月8日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和58年11月8日から同年12月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（昭和58年11月8日）に係る記録を同年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から59年2月1日まで

A社のB事業所に勤務していた時の厚生年金保険の資格喪失日が昭和58年4月30日とされているが、59年以降も講師として勤務していた。

勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社における事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日（以下「全喪日」という。）より後の

同年 11 月 8 日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が 40 人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が 20 人いることが確認できる。

さらに、A 社に係る当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も 5 人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、申立人及び複数の同僚は、当該期間当時、A 社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨を申述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた昭和 58 年 11 月 8 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、19 万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から同年 12 月 16 日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B 事業所に勤務していた同僚の給料支払明細書により、A 社の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが確認できる上、当該同僚の昭和 58 年 10 月分及び同年 11 月分の給料支払明細書により、厚生年金保険料の控除が確認でき、当該明細書の差引支給額が振り込まれている普通預金通帳により、同年 12 月の給与の振込額が同月以前の給与の振込額と一致していることが確認できる。

さらに、当該同僚は、「B 事業所に勤務していた人は厚生年金保険に加入していた。加入していない人を聞いたことは無い。」としている上、ほかの同僚は、「昭和 58 年 12 月頃まで給与が支給されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、19 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録及び被保険者名簿によれば、A 社は、昭和 58 年 4 月 30 日に全喪しており、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、上記のとおり、同社の複数の従業員の雇

用保険の加入記録及び証言により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、当該期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和58年12月16日から59年2月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち、58年12月16日から59年1月15日までの期間は、雇用保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、昭和58年12月16日から59年2月1日までの期間において、B事業所に勤務していた同僚のうち、給与明細書等を所持している者は確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8834

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区。現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和20年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年7月1日から同年9月15日まで

昭和39年4月から43年7月までA社D工場に勤務していたが、年金の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。私は、申立期間及びその前後において、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社の回答、複数の同僚の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間及びその前後の期間においてA社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答しており、申立人と同様に昭和39年7月及び同年8月の厚生年金保険の記録が無かった同僚から提出された給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

したがって、A社（B区）に係る被保険者資格の取得日を昭和39年9月15日から同年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額につい

ては、申立人の同社に係る事業所別被保険者名簿における同年9月の記録から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同様に、継続勤務していたと認められるにもかかわらず、昭和39年7月1日にA社（E区）に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年9月15日にA社（B区）に係る資格を取得し、申立人の申立期間と同じ期間の年金記録が欠落している者が多数確認できることから、申立人に係る届出についても、事業主が同年9月15日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和60年11月1日から平成13年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、昭和60年11月から平成元年12月までは17万円、2年1月から6年10月までは15万円、同年11月から13年11月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から平成13年12月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社から支給されていた給与より低いので、標準報酬月額の記録を、給料支払明細書の内容に見合う金額に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和60年11月1日から平成13年12月1日までの期間については、申立人の所持する給料支払明細書又は給料支払明細書

を所持していない月においては、その前後の月の給料支払明細書により、申立人がオンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超えた厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和60年11月から平成元年12月までは17万円、2年1月から6年10月までは15万円、同年11月から13年11月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は、オンライン記録と同じ標準報酬月額を届け、当該標準報酬月額に基づく保険料を納付したとしている上、申立人が所持する給料支払明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書において確認若しくは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和51年8月1日から60年11月1日までの期間については、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料（給料支払明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8836

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

A社に入社し、同社B工場に転勤したが、退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）国民年金 事案 5542（茨城国民年金事案 1452 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から58年5月までの期間及び62年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から58年5月まで  
② 昭和62年1月から同年5月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私は、昭和48年12月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行い、その後B区及びC区に転居した際にも国民年金の住所変更手続を行っており、保険料については、毎年納付書が送られてきたので、遅れることなく月々の納付期限までに納付していた。また、52年3月のD市への転居後も、送られてきた納付書により銀行で保険料を納付していたはずである。

国民年金保険料を確かに納付したはずなのに前回認められなかったことで、新たな資料は無いが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないため、再度審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶が明確ではないこと、及び保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成24年12月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料は無いものの、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないとして、再度申し立てているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、当委員会において再度調査したが、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を

変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5544

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から55年3月までの期間、57年4月から58年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月から55年3月まで  
② 昭和57年4月から58年3月まで  
③ 昭和58年10月から62年3月まで

婚姻前の申立期間①については、母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと思うので調査してほしい。

昭和56年12月にA町（現在は、B市）に転居後の申立期間②及び③は、妻が義母に夫婦二人分の国民年金保険料を渡し、義母が夫婦の保険料を納税袋に入れて納税組合の集金人を通して毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとするその母は、既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和56年7月頃に払い出されたと推認され、申立人は、婚姻後に、初めて国民年金の被保険者資格を49年9月13日に遡って取得していることから、当該払出時点までは、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当該払出時点では、申立期間①の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料を納税組合の集金

人に納付していたとするその義母は、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は保険料納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 7 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②及び③は国民年金保険料の納付が可能な期間となるが、前述のとおり納付状況が不明である上、申立期間②及び③の保険料を申立人と一緒に納付していたとするその妻も、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①は、67 か月、申立期間②及び③は合計で 54 か月とそれぞれ長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）国民年金 事案 5545

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで

昭和 56 年 12 月に A 町（現在は、B 市）に転居後は、私が母に夫婦二人分の国民年金保険料を渡し、母が夫婦の保険料を納税袋に入れて納税組合の集金人を通して毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していたとするその母は、保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身は保険料納付に直接関与していないことから、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 56 年 7 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①及び②は国民年金保険料の納付が可能な期間となるが、前述のとおり納付状況が不明である上、申立期間①及び②の保険料を申立人と一緒に納付したとするその夫も、当該期間の保険料は未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間①及び②は合計で 54 か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から50年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から50年3月まで

私は、結婚後の昭和36年6月頃に国民年金の加入手続を行い、同時に付加保険料の手続を行った。

国民年金保険料は、付加保険料込みで、毎月地区の組合の集金、その後は銀行の口座振替で納付していたはずである。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月頃に国民年金の加入手続及び付加保険料の手続を行い、国民年金保険料を付加保険料込みで毎月納付していたと申述しているが、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続や保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明であるほか、付加保険料の制度が開始されたのは45年10月であることから、制度上、36年6月から付加保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号\*は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年4月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人には前述の国民年金手帳記号番号のほかに、結婚前の昭和

36年1月頃に、国民年金手帳記号番号＊が払い出され、35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、36年5月22日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該手帳記号番号において、国民年金保険料が納付された形跡はなく、オンライン記録によると、平成9年1月に基礎年金番号とされた前述の手帳記号番号＊との重複のため整理統合されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8820

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 60 年 2 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

申立期間当時の A 社（現在は、B 社）では毎年賃金のベースアップがあり、残業も多かったので、申立期間①及び②の同社 C 工場のように 1 年以上も同じ標準報酬月額であったり、申立期間③の同社 D 工場のように標準報酬月額が下がったり上がったりすることは考えられない。

また、申立期間ではないが、昭和 36 年 8 月から 40 年 4 月の標準報酬月額について、社会保険事務所（当時）が保管していた台帳（被保険者名簿）とオンライン記録が一致していないことから、記録が訂正されたことがある。

今回の申立期間については、社会保険事務所が会社から届出された自分の標準報酬月額を台帳に正しく記録しなかったので、申立期間のような不自然な標準報酬月額になっているとも考えている。

納得できないので、申立期間当時の社会情勢、会社の業績、同僚の状況などの事情も考慮し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎年賃金のベースアップがあり、残業も多かったなどの理由から、自身の標準報酬月額はオンライン記録より高い標準報酬月額だったと主張している。

しかしながら、事業主である B 社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額に係る資料を保管していないとしており、申立人も給与

明細書等を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、E健康保険組合は、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る資料は無いとしていることから、オンライン記録と当該健康保険組合それぞれの標準報酬月額の記録について比較することができない。

さらに、申立期間③のうち昭和 60 年 2 月の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額については、事業主から提供された申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬月額決定通知書」から 34 万円であったことが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立期間における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8821

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、提出した給与所得の源泉徴収票における支払金額と比較すると低すぎる。

また、申立期間当時は残業も非常に多かったので、もっと高い標準報酬月額になるはずだ。

納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与所得の源泉徴収票によれば、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に対応した厚生年金保険料が控除されていたことはいかたがえない。

また、事業主は、申立人に係る資料を保管していないとしており、申立人も給与明細書を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、C厚生年金基金における申立人の申立期間に係る加入員記録の標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、不適切な事務処理の形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8826

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月頃から2年2月頃まで

私は、平成元年3月頃から2年2月頃までの期間、派遣元であるA社からの紹介でB社本社に派遣され、1年足らずであるが同社に勤務していた。今では、勤務等を証明する書類は残っていないが、社内でのスナップ写真を同封するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月頃から2年2月頃までの期間、派遣社員としてB社に勤務していたので、当該期間は厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、A社は、「既に当時の資料は無く、申立人は派遣社員と思われるが、詳細は不明である。当社では、当時は派遣社員の厚生年金保険の加入は考えられない。」と回答している上、派遣先であったB社は、「当社の社員ではない。派遣労働者の名簿は無い。」としていることから、申立期間の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、一緒に派遣されたとする同僚、派遣先の上司及び同僚の正確な氏名の記憶が無く、これらの者から申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険の加入の有無等を聴取することができない上、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、オンライン記録及びC市国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料の全額免除の記録になっていることが確認できる上、C市国保年金課から提出された「国民健康保険加入記録等の公用交付申請について（回答）」により、申

立人は、当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8827

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月 2 日に A 社に入社し、10 年 5 月 31 日まで勤務していたが、厚生労働省の記録では、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 5 月 31 日になっており、同年 5 月が年金記録に反映されていないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に平成 10 年 5 月 31 日まで勤務していたと申し立てているところ、同社から提出された申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書」により、いずれも資格喪失年月日欄には「平成 10 年 5 月 31 日」、備考欄には「平成 10 年 5 月 30 日退職」の記載があることが確認できる。

また、A 社事業主は、「当該届出書における厚生年金保険の資格喪失日が平成 10 年 5 月 31 日と記載されていることから、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料控除は行われていないと考えられる。」と回答している。

さらに、A 社において、平成 4 年 1 月から 11 年 5 月末までの期間の退職者のうち、申立人と同様に雇用保険の離職日と厚生年金保険の喪失日がいずれも退職月の末日となっている同僚は、9 人確認できるところ、当該同僚のうち一人は、「月末まで勤務していたが、給与が少なくなるので退職月の給与から厚生年金保険料は控除されていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8833

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社から実際に支給された給与額の約半額になっていると思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人、A社、B税務署及びC市役所は、申立期間に係る関連資料（源泉徴収票等）を保存していないと回答していることから、申立人の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である。

また、申立人が給与振込先にしていたD銀行E支店は、申立期間のうち昭和 58 年 4 月 1 日から平成元年 5 月 31 日までの期間に係る預金データを保管していないと回答している上、当該金融機関から提出された預金取引履歴明細表からは、申立期間のうち元年 6 月 1 日から 2 年 11 月 30 日までの期間に係る給与入金記録を確認できない。

さらに、上記預金取引履歴明細表により、申立期間のうち平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 8 月 1 日までの期間に係る申立人の各月の給与入金額は、オンライン記録の標準報酬月額に比べて高額であることが確認できたが、申立人は、自身の給与は歩合給だったと申述している上、同僚への照会を希望していないことから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することは困難である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8837（埼玉厚生年金事案 2670 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 21 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無い。今回、新たな資料等の提出は無いが、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、i) 申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年7月27日に支給決定されていること、ii) 申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には同年5月27日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料等の提出は無いが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、再度、調査の上、審議をしてほしい。」と申し立てているが、当該主張のみでは、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い上、そのほかに同委員会の当初

の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8838

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 3 日から 39 年 1 月 27 日まで  
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金支給整理簿では、裁定年月日が昭和 39 年 7 月 31 日、金額 1 万 3,500 円と確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 7 か月後の同年 8 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の申立期間当時の事務担当者は、「退職者には口頭で脱退手当金の説明を行い、希望者には事業所として代理請求を行っていた。」と供述しているところ、申立人とほぼ同時期に退職した同僚二人が、申立人と同日付けで支給決定されていることなどを考慮すると、申立人についても事業所の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8839

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 15 日から 36 年 12 月 8 日まで  
A社には、昭和 29 年 11 月から勤務し、事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 34 年 3 月以降も継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の勤務実態に係る申立内容から、期間の特定はできないものの、申立期間中に申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、登記簿謄本により昭和 44 年 9 月\*日に解散していることが確認できること、及び当時の事業主は平成 10 年に死亡していることから、申立人に係る申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名（旧姓を含む。）は無く、健康保険証の番号に欠番も無い上、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記号番号は昭和 36 年 12 月 14 日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚に照会したところ、「自分は、昭和 35 年 4 月 1 日からA社に勤務し、翌年の 36 年に、同社がB市C地区から同市D地区に移転した際、事業所から、希望者は厚生年金保険に加入するようとの話があったので、同年 12 月から加入した。当時の若い社員は厚生年金保険に加入しない者が多数いた。」と供述しており、同人は、申立人と同日付けとなる同年 12 月 8 日に被保険者資格を取得して

いることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。